

する正しい知識の普及に努めます。また、感染症の患者等を社会から切り離す視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権尊重を両立させる観点から、患者個人の意志や人権を尊重し、早期に社会に復帰できるよう努めます。

## エ. 難病患者等への支援

難病患者及び家族に対する専門医療相談や就労相談、訪問相談などを実施するほか、患者家族の会のネットワークづくりなどの活動に対する支援を行います。また、患者家族を支える組織の育成やボランティアとの連携づくりを支援します。

## オ. インフォームド・コンセントの普及

医師会等医療関係団体における研修の場や医療機関を対象として「医療安全研修会」等の機会を利用して、「インフォームド・コンセント※」の推進に関する啓発等に努めます。

「ハンセン病回復者」

昔ハンセン病にかかったが完治した方々。元患者

「インフォームド・コンセント」

医学的処置や治療に先立って、医師が患者に対し病状や治療目的、危険度などについて必要な情報を提供し、患者の同意を得た上で治療等を行うこと

## (7) 外国人

### ①現状と課題

1980（昭和 55）年代以降、経済活動のグローバル化や 1990（平成 2）年の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正により、我が国で生活する外国人住民は年々増加しています。そのような状況の中、総務省による「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（2006（平成 18）・2007（平成 19）年）では、外国人住民を取り巻く課題として、住居や仕事を探す外国人住民に対する差別や、日本語を理解できないことで情報や知識が不足し、行政サービスを含む様々なサービスを受けることができないなどの課題があることを指摘しています。

津和野町における外国人登録者数も年々増加する傾向にあり、2014（平成 26）年 12 月末には 53 人となっています。外国人住民も地域社会の構成員として、共に生きていく多文化共生社会づくりの推進が求められています。

### ②施策の基本的方向

「国際交流」・「国際協力」の広がりや外国人住民の増加に伴い、他の国の人やその文化に接する機会も増えてきます。他の国の文化を自らの文化の価値観で一方的に評価するのではなく、それぞれの文化が独自に培ってきた価値観を認め合い、多様な文化をもつ人々が排除し合うことなく、同じ地域に暮らす住民として、「共

に生きる」社会の構築、すなわち、「多文化共生社会」の構築に協力し合うことが求められています。このため、外国人住民についての理解促進並びに外国人住民の自立及び社会参画の機会づくりを進めます。

#### ア. 外国人住民への理解啓発の推進

津和野町の外国人住民の数は、年々増加してきており、その国籍も多様化してきています。このような状況の中で、全ての住民が、安心して暮らせる「まちづくり」を推進していくために、学校や家庭、職場、地域などにおいて、外国人住民に対する正しい理解を育み、差別や偏見の解消のための啓発に努めます。

#### イ. 外国人のための労働環境の整備

外国人労働者がその能力を有効に發揮しながら就労できるよう国や県と連携し各企業における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止に取り組みます。

#### ウ. 外国人のための相談体制の充実

外国人住民には、言語の問題や文化摩擦、話し相手の不足など、多くの悩みがあり、ボランティアとの連携も図りながら、相談体制を充実させ課題の解決に取り組みます。

### (8) 犯罪被害者とその家族

#### ①現状と課題

1974（昭和 49）年のいわゆる三菱重工ビル爆破事件がきっかけとなり、犯罪被害者等に対する公的経済支援制度の確立を求めることが高まったことを受け、1980（昭和 55）年に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が制定され、犯罪被害者等の精神的、経済的負担の緩和が図られるようになりました。その後、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、政治主導による基本法制定の動きが高まり、2004（平成 16）年に「犯罪被害者等基本法」が成立しました。また、政府は「犯罪被害者等基本法」で定めることとされた、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱となる「犯罪被害者等基本計画」を 2005（平成 17）年に閣議決定しました。この基本計画では、犯罪被害者等が直面する、生命、身体、財産上の直接的な被害、精神的ショック、医療費の負担、失職や転職を余儀なくされることによる経済的困窮、あるいは「P T S D（心的外傷後ストレス障害）」などの精神的被害を支援するため、258 の具体的施策の推進を図ることとされています。

#### ②施策の基本的方向

「犯罪被害者等支援法」により、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。犯罪被害者等の視点に立った広報・啓発や相談・支援体制の充実に監視、関係機関との連携により次の施策を推進します。

## ア. 広報・啓発の推進

社会全体で犯罪被害者等を支援していくという機運をつくるため、関係機関と連携して犯罪被害者等による講演会の開催や、各種マスメディア等を活用した広報啓発活動を実施するなど、犯罪被害者等が置かれている状況を理解してもらう活動を展開します。

## イ. 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等からの相談については、他機関で行っている「島根県犯罪被害者等支援総合窓口」、「警察総合相談電話」、「性犯罪 110 番」、「ストーカー相談電話」など、各種相談窓口の周知を図ります。

## (9) 刑を終えて出所した人等

### ①現状と課題

刑を終えて出所した人が、社会の一員として立ち直ろうとしていることに対し、誤った認識や偏見が更正を妨げ人権の侵害につながる場合があります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。このため、刑を終えて出所した人については、その被害者の立場にも配慮しながら、再び同じ地域社会の一員として円滑な社会復帰の促進を図ることが必要です。

こうした考えに立ち、「更正保護制度」が整備され、国家公務員である保護観察官をはじめ、民間の篤志家である保護司や協力事業主などが刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援を行っています。

### ②施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会復帰をするためには、社会全体の支援と一人ひとりの理解と協力が必要です。このため、刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体との連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れられる地域社会づくりを進めます。

## (10) 性同一性障がい者

### ①現状と課題

性同一性障がいとは、生物学的な性別（身体の性）と心理的な性（心の性）との間に食い違いが生じた状態のことをいい、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類の中に位置付けられています。我が国においては、1997（平成 9）年に「性同一性障害の診断と治療に関するガイドライン」が策定され、医学的治療の対象となっています。また、2004（平成 16）年には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）」が施行され、性別の変更も認められるよ

うになりました。

しかしながら、性同一性障がいの治療が可能な医療機関の整備は、十分とは言えません。また、「性同一性障害者特例法」による性別変更の要件のうち、「現に子がいないこと」は、2008（平成20）年の法改正により、「現に未成年の子がないこと」に緩和されましたが、他にも性別適合手術を終えていることなどの要件を満たす必要があり、性別の変更は容易ではありません。性同一性障がいのある人々は、その障がいに対する周囲の理解が不足しているため、差別や偏見の眼差しで見られることが多く、就職や住宅を借りる際、また、銀行などの窓口での応対など、社会生活を送る上で様々な困難に直面しています。

## ②施策の基本的方向

性同一性障がいについて、この問題の解決に取り組む民間の団体とも連携・協力して、正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組むとともに、社会の正しい理解のもとで、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

### (11) インターネットによる人権侵害

#### ①現状と課題

高度情報化の進展に伴うパソコンやインターネットの普及により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上し、多くの人々が、効率的で豊かな社会生活を享受できるようになりました。しかし、その一方で、他人のプライバシーを侵害したり、名誉を毀損するような悪質な情報発信が行われたり、犯罪や差別の助長にもつながる有害情報が掲載されるなど、ネット社会における匿名性を利用した深刻な人権侵害問題が全国的に多発しています。

こうした状況を踏まえ、国は、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を制定し、2002（平成14）年に施行しました。また、これにあわせて、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成することにより、重大な人権侵害事案に関しては、法務省人権擁護機関が直接プロバイダ等に書き込みの削除依頼を行うようにするなど、個人情報の適正な取り扱いの徹底や被害者の迅速な救済に向けた法整備を進めています。

#### ②施策の基本的方向

法務局や県、関係機関等との連携を深めることにより、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、「プロバイダ責任制限法」の趣旨を踏まえた迅速な削

除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。また、町民一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について、人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解を深められるよう啓発を推進します。

## (12) 様々な人権問題

### ①プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。しかし、近年の情報通信社会の進展に伴い、様々な分野での個人情報を利用したサービスが提供され、社会生活が大変便利なものになっている反面、個人情報の取り扱いやプライバシーの侵害に対する不安が高まってきました。

このような状況を踏まえ、個人の権利利益を保護するために、県においては、2002（平成14）年に「島根県個人情報保護条例」を、国においても2005（平成17）年に「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を、津和野町においても「津和野町個人情報保護条例」を施行し、個人情報保護制度が整備されました。今後、これらの法令等に基づき、個人の権利利益の保護を図っていきます。

### ②「ひのえうま」などの迷信

古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま」や「つきもの」など、非科学的で根拠のないものであるにも関わらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。なかでも「きつねもち」は、島根県特有の迷信として一定の地域にみられ、今もなお、差別意識が残されています。

### ③アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、独自の豊かな文化をもった民族です。しかし、過去の同化政策などにより、伝統的生活を支えてきた狩猟や漁労が制限又は禁止されたうえ、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど、民族独自の文化が失われていきました。こうしたアイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から、差別や偏見が依然として存在しています。このため、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。また、2008（平成20）年には、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択さ

れました。こうした法律や決議の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

#### ④北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮に拉致された日本人は、2002（平成14）年に帰国が実現した5名のほか、日本政府が拉致被害者と認定している者を含め、被害者の数は100名とも200名とも言われています。国においては、2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、問題の解決に向け対処しており、地方自治体においても国民世論の啓発を図るよう求められています。このため、国や県と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発に努めます。

#### ⑤ホームレスの人権

ホームレスとなっている人々の理由として、失業や疾病による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきてていると言われています。こうしたホームレスの人々の生活の自立を支援するため、2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、また、2003（平成15）年には、「ホームレスの実態に関する全国調査」が実施されました。今後、必要に応じて個別支援、相談対応等を行うとともに、様々な人々の生活を支援するため、関係機関との連携や地域福祉等の推進に取り組みます。

#### ⑥人身取引（トライフィッキング）事件の適切な対応

国連において、2000（平成12）年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）」が採択されています。わが国においても、風俗営業所等が雇用している外国人に、売春を強要するなどの反社会的行為が発生しており、刑法の人身売買罪や売春防止法違反及び入管法違反（不法就労助長罪）等で検挙される事件が後を絶ちません。人身取引を撲滅するため、県、関係機関との連携を図りながら被害者からの相談や保護の求めやすい環境づくりを推進します。

#### ⑦日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人は、1945（昭和20）年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた方々で、帰国まで長期間を要したことから、多くの方が、言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することとなりました。このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族においては、その正しい認識と理解を進め、地域社会における早期自立の促

進及び生活の安定に努めます。

#### ⑧性的指向（同性愛等）に係る問題

性的指向とは、性的意識や恋愛感情が同性に向くのか異性に向くのかという、人間の性に関わる意識や感覚のことをいいます。そして、性の指向は人によって一律ではありません。しかし、性愛の対象として、異性ではなく同性や両性に対して愛情を抱く人々は、少数であるがために差別や偏見の眼差しで見られたり、場合によっては職場を追われたりすることさえあります。わが国においては、性的指向に関わる差別や人権侵害が存在していること、また、それが解決されなければならない問題であるという認識は定着していません。こうした差別を解消するためには、私たち一人ひとりが個性の一つとして性的指向を捉えていく必要があります。

#### ⑨その他の人権課題

その他、この基本指針に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

